

環境経済委員会

産業部企業立地推進課

令和 2 年（行ウ）第 23 号補助金返還等請求住民訴訟事件及び
令和 4 年（行ウ）第 15 号補助金返還等請求住民訴訟事件の判決について

令和 2 年 12 月 18 日及び令和 4 年 5 月 24 日に訴えを提起された浜松市企業立地支援事業費補助金に係る住民訴訟について、判決があったため報告するもの。

1 概要

事件名	令和 2 年（行ウ）第 23 号 補助金返還等請求住民訴訟事件	令和 4 年（行ウ）第 15 号 補助金返還等請求住民訴訟事件
原告	太田 泰久 氏 他 284 名	嶋田 博 氏 他 32 名
訴えが 提起された日	令和 2 年 12 月 18 日	令和 4 年 5 月 24 日
住民訴訟の 対象となる 財務会計行為	<p>【本件補助金 1】 スズキ(株)・(株)スズキ部品製造への令和 2 年 4 月 8 日付促進事業費補助金の交付（浜松工場建設関連）：計 34 億 5102 万 8000 円</p> <p>【本件補助金 2】 スズキ(株)への平成 25 年度から平成 30 年度の促進事業費・奨励費補助金の交付（本社研究施設関連）：計 9 億 432 万 300 円</p>	<p>【本件補助金 3】 スズキ(株)・(株)スズキ部品製造への令和 3 年 4 月 21 日付奨励費補助金の交付（浜松工場建設関連）：計 2 億 2556 万 5500 円</p>
請求の趣旨	<p>①市長個人（鈴木康友氏）に対する上記補助金の損害賠償請求 ②スズキ(株)・(株)スズキ部品製造への上記補助金の不当利得返還請求 ③上記①、②の支払請求を怠る事実の違法確認請求</p>	

2 経過

(1) 令和 2 年（行ウ）第 23 号補助金返還等請求住民訴訟事件

- ・第 1 回口頭弁論（令和 3 年 4 月 22 日）～第 5 回口頭弁論（令和 4 年 3 月 24 日）

(2) 令和 2 年（行ウ）第 23 号補助金返還等請求住民訴訟事件

令和 4 年（行ウ）第 15 号補助金返還等請求住民訴訟事件 を併合

- ・第 6 回口頭弁論（令和 4 年 8 月 4 日）～第 18 回口頭弁論（令和 7 年 9 月 9 日）

3 判決

静岡地方裁判所にて令和8年1月29日言渡

(1) 本件補助金2について → 却下

スズキ(株)への平成25年度から平成30年度の促進事業費及び奨励費補助金（本件補助金2）の交付（本社研究施設関連）に関する住民監査請求は、「正当な理由」なく請求期間を徒過したものであって不適法である。

(2) 本件補助金1について → 棄却

スズキ(株)・(株)スズキ部品製造への令和2年4月8日付促進事業費補助金（本件補助金1）及び令和3年4月21日付奨励費補助金（本件補助金3）の交付（浜松工場建設関連）は、公益適合性があり、交付判断においても市長の裁量権の逸脱濫用は認められないため適法である。

(3) 本件補助金3について → 棄却

令和3年4月21日付奨励費補助金（本件補助金3）の交付（浜松工場建設関連）は、本件補助金1に取消理由がない以上、これに理由があることを前提とする原告らの主張には理由がない。

4 今後の対応

- ・原告から裁判所に控訴状が提出されたことを確認した。
- ・控訴状等未着であるため内容は不明であるが、基本的には1審と同様に原告の請求の却下及び棄却を求める。